

令和4年10月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和4年10月11日（火） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、村上卓也、榮恵、
松永雄治、齊藤進、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、中津芳春、
吉田三十志、藤瀬信行

農業委員欠席者：岩永俊夫、福永哲夫

事務局出席者：河原まり、前田萌香

事務局欠席者：永田智紀

1. 開 会：事務局 河原まり

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長
議事録署名人として、松本一幸委員、吉田三十志委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 15 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 16 号 農地法第4条の届出について
- (3) 報告第 17 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 21 号 農地法第5条の許可申請について
- (5) 議案第 22 号 農用地利用集積計画承認申請について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第15号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第15号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料の1ページになります。報告第15号の2件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は井寺及び北甘木で、農振地域外の畑が5筆、合計面積については1, 293㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。今回の解約事由につきましては、転用する為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は下六嘉で、農振農用地の田が1筆、面積については1, 334㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。今回の解約事由につきましては、耕作者変更の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第16号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第16号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。申請番号1番になります。所在は鯉地区、地目については田1筆、面積が481㎡となっております。申請人については記載のとおりです。転用の事由は木造平屋建ての個人住宅の建設となっております。3ページに位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました件は、市街化区域内の転用となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第17号 農地法第5条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第17号農地法第5条の規定による届出が6件ございます。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は4ページになります。報告第17号の6件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は井寺地区の農振地域外の畑が2筆。合計面積については1, 917㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。転用事由については駐車場としての転用となっております。

6 ページに位置図を載せております。

次に、4 ページに戻りまして申請番号2 番になります。

所在は上仲間地区の農振地域外の田が3 筆。合計面積については3 5 9 m²となっておりまして。譲渡人と譲受人は記載のとおりで、転用事由については木造2 階建ての共同住宅建築となっております。

7 ページに位置図を載せております。

続きまして、4 ページに戻りまして申請番号3 番になります。

所在は鯉地区の農振地域外の田が1 筆。面積については0. 3 6 m²となっておりまして。譲渡人と譲受人は記載のとおりとなっております。転用事由についてはアパート敷地内の一部となっております。8 ページに位置図を載せております。

続きまして、5 ページをお願いします。申請番号4 番から6 番までは「ゆうすいの杜」の案件になります。9 ページに位置図を添付しております。

それでは、申請番号4 番から説明いたします。所在は北甘木地区の農振地域外の畑が1 筆。面積については6 9 1 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりで、転用事由については木造2 階建ての個人住宅建設となっております。

続きまして、申請番号5 番になります。所在は井寺地区及び北甘木地区の農振地域外の畑が4 筆。合計面積については5 7 2 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりで、転用事由については木造2 階建ての個人住宅建設となっております。

続きまして、申請番号6 番になります。所在は北甘木地区の農振地域外の田が1 筆。面積については5 1 8 m²となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりで、転用事由については木造2 階建ての個人住宅建設となっております。

いずれも、市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より報告がありました6 件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第2 1 号 農地法第5 条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第2 1 号農地法第5 条の規定による許可申請が1 件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事 務 局) はい。資料は1 0 ページになります。農地法第5 条の転用の1 件についてご

説明をいたします。

申請番号1番になります。所在は鯉地区で農振地域外の田が2筆です。合計面積が961㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりで、申請事由については、個人住宅4区画の特定建築条件付き売買予定地の申請となっております。11ページに位置図、12ページに土地利用計画図を載せております。給水については新設の井戸、生活雑排水については公共下水道への接続となっております。雨水については南側町道側溝を新設し、利用する計画となっております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります吉田委員から報告をお願いいたします。

(吉田委員) はい。9月30日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であるため、第1種農地になると思われます。申請地の現況は田で、米・麦・大豆を栽培していた農地です。現在は、耕作はされておられません。申請地に隣接する農地はないため、営農上の支障はありません。建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は13ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第1種農地であり、転用行為を行うのに必要な資力が確保されている事。転用行為の妨げとなる権利者とは合意がとれている事。計画面積の妥当性は適当。周辺農地への支障及び農地集積への支障はなし。等を確認しております。以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました案件につき

まして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは本案件は承認とさせていただきます。

○議案第22号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第22号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用の集積計画の承認申請が4件ございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は14ページからになります。申請番号順にご説明をいたします。

申請番号1番になります。売買による所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が2,674㎡、譲渡人と譲受人は記載のとおりです。売買価格については記載のとおりとなっております。

続きまして、15ページになります。申請番号2番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が1,334㎡、譲渡人と譲受人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定でございます。借賃については記載のとおり。期間は令和4年11月1日から令和5年10月31日となっております。

続きまして、16ページになります。申請番号3番になります。所在が上仲間地区。農振農用地の田5筆で合計面積が4,987㎡、貸付人と借受人等については記載のとおりです。利用目的は賃貸借権の新規の設定です。借賃については記載のとおり。期間については令和4年11月1日から令和9年10月31日となっております。

続きまして、17ページになります。申請番号4番です。所在が井寺地区。農振農用地の田が1筆で601㎡、貸付人と借受人については記載のとおりです。利用目的については使用貸借権の新規の設定となっております。期間については令和4年11月1日から令和9年10月31日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました4件の案件

につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で4件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は11月10日の木曜9時半からを予定したいと思います。他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和4年10月11日

会長 下 田 司

委員 松 本 一 幸

委員 吉 田 三十志